

厚生労働省 令和3年度「若年技能者人材育成支援等事業」 ものづくりマイスター等の派遣による実技指導実施要綱

長崎県職業能力開発協会
(長崎県地域技能振興コーナー)

1 目的

団塊世代の熟練技能者の大量退職等に伴い、製造業、建設業等の幅広い分野で技能の伝承が課題になっています。また、新製品の開発段階での十分な試作・調整、超精密加工、自動化された工作機械の最適な加工方法の特定など、高度な技能を身に付けるためには、その基礎となる技能訓練等を積み重ねることが、若年技能者の人材育成に必要です。

ついては、中小企業や教育訓練機関が若年技能者等の人材育成において、高度な技能の基礎となる技能習得を効果的に実施できるように、「ものづくりマイスター」等を派遣し、技能の様々な要素が盛り込まれた技能競技大会等の課題等による演習を実施します。

2 実施期間

令和3年4月12日～令和4年3月10日（期間中随時実施予定）

3 実技指導の内容

基礎的な実技指導および実技にかかる知識の付与等、実務作業技能レベル向上へ応用技能の指導、また技能検定試験実技課題・技能五輪全国大会競技課題を用いる等、要請内容を踏まえた指導を行う。

4 対象者

- (1) 中小企業に在籍する若年者で、主に15歳から35歳未満の技能者。
- (2) 中小企業に在籍する35歳以上40歳未満の者で、ものづくり産業への従事期間が短く技能習熟度が途上の技能者。（例：業界実務経験2年未満など）
- (3) 工業高校及び農業科・家政科等の専門高校・学科等に在籍する生徒。
- (4) 高等学校等の普通科・商業科等に在籍する学生生徒で、製造業・建設業への就職内定者。

5 実施回数等

- (1) 実技指導の実施回数は、工業高校等の学生生徒に対しては年度内10回、その他の技能者に対しては年度内20回を限度とする。
- (2) 指導時間は午前9時より午後5時までの内で1日3時間程度を基本とし、協議の上決定する。
- (3) 実技指導を実施する場所は、指導を受ける企業・教育機関を原則とし、指導会場および必要な機材等は依頼元で用意する。

6 費用負担

- (1) ものづくりマイスター等の派遣に要する費用は長崎県職業能力開発協会（長崎県地域技能振興コーナー）（以下、コーナーという。）が負担する。
- (2) 材料費は、コーナーが当事業規定予算の範囲内で負担する。（一人あたり実施回数1回につき上限税別2,000円）注：職種によっては少額規定上限の場合あり

- (3) 上記以外（会場・設備・工具等の使用料等）の費用は依頼元が負担する。
- (4) 実施当日に派遣依頼元の自己都合により中止または延期した場合、ものづくりマイスター等の派遣に要する当日の費用は依頼元が負担する事とする。（前日までに連絡があった場合は費用負担無し）

7 安全配慮

- (1) 実施先は、実技指導の実施に当たり、教材、工具、設備機器の使用、実施環境等及び参加者に対し十分な安全管理を行うこととする。
- (2) 実施先は、実技指導実施中の監督者を、若年対象者以外に1人以上立ち合わせることにし、また教育訓練機関等においての実施では担当教諭は必ず同席することとする。
- (3) ものづくりマイスター等の実施会場および往復途上の偶発的事故によるケガは、若年技能者人材育成支援等事業保険において補償の審査対象とする。
- (4) 実施先での労働災害保険、学校保険等については受講者への適用を行うこととする。
- (5) 気象急変の緊急注意報等が発令された場合等は実施中止または後日への延期とする。延期日程は、あらためてコーナー、ものづくりマイスターおよび派遣依頼元の三者で調整協議することとする。

8 実施方法

- (1) 派遣実施の提案
コーナーは、実施希望者の要請を受けた後に依頼内容に沿った実技指導を提案することとする。なお、実施希望者は実施希望日の14日前までに、コーナーへ要望すること基本とする。
- (2) 企業・団体等の事前打合せ等
指導内容や手法について事前協議が必要な場合は、コーナー、ものづくりマイスターおよび派遣依頼者の三者による面談を行い、実施の可否、詳細の内容を確定のうえでマイスター派遣依頼を行う。
- (3) 実施申込
派遣依頼内容の確定後、実施希望者は、実施日程、場所、時間、実技指導内容等の事項を記入した代表者押印による「ものづくりマイスター等の派遣による実技指導申込書（様式教1または様式企1）」をコーナーへ提出することとする。
- (4) 実施決定等
コーナーは、「ものづくりマイスター等の派遣による実技指導申込書（様式教1または様式企1）」の内容をもとに派遣の可否等を決定し、実施希望者には、「ものづくりマイスター等の派遣による実技指導決定通知書（様式教2または様式企2）」を通知することとする。（ものづくりマイスター等の選出および派遣依頼等については、コーナーが行うこととする。）
- (5) 実技指導
実施先は、計画に基づき実技指導を実施することとする。
- (6) アンケートの実施
コーナーは、実技指導完了時に参加者を対象に、アンケート（アンケート様式第1号及び第2号）を実施することとする。

9 その他

その他、本要綱に定められていない事項は、コーナーと実施先等で協議して決めることとする。**※新型コロナウイルスについて、実施先は感染防止対策を十分に講じること。また、県内における感染拡大状況によってはコーナーの判断により実技指導の実施を中止（中断）する場合がある。**